

公布された規則のあらまし

佐賀県手数料条例及び佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第 5 号）

佐賀県手数料条例及び佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成 25 年佐賀県条例第 48 号）の施行期日は、平成 26 年 3 月 20 日とすることとした。